

# +○大府市妊産婦歯科健康診査実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期又は産褥期に歯科健康診査を行うことにより、口腔内の疾病の早期発見及び早期治療並びにう歯及び歯周疾患の予防を図ることを目的として実施する大府市妊産婦歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 妊娠中の者
- (2) 産婦 出産後1年未満の者

## (対象者)

第3条 歯科健診の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている妊婦及び産婦とする。

## (歯科健診の回数)

第4条 歯科健診の受診回数は、1回とする。

## (歯科健診の内容等)

第5条 歯科健診の内容は、次に掲げるものとし、治療行為は行わないものとする。

- (1) 歯牙疾患の健診
  - (2) 歯周疾患の健診 WHOペリオドンタルプローブを用い、代表歯法によりCPTNを測定する。代表歯が喪失している場合は、近隣の歯牙で実施する。
  - (3) 歯科保健指導 口腔内所見等により、歯みがきの方法、喫煙等の生活習慣において改善に必要なことを指導する。
- 2 歯科保健指導は、歯科医師又は歯科衛生士が実施するものとする。
- 3 歯科健診の結果は、母子健康手帳及び大府市歯科健診票（第1号様式）に記入し、歯科健診を受診した者、市及び市が歯科健診を委託する大府市歯科医師会の指定する歯科医療機関（以下「委託歯科医療機関」という。）がそれぞれ保管するものとする。

## (受診票)

第6条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者に対し、妊産婦歯科健康診査受診票（第2号様式。以下「受診票」という。）を交付するものとする。

- 2 現に妊娠中であって他の市町村若しくは特別区において妊娠の届出をした者又は出産後1年未満の者で新たに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録された者が受診票の交付を受けようとする場合は、妊産婦歯科健康診査受診票交付（再交付）申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、受診票を交付するものとする。

- 4 市長は、受診票の交付状況その他必要な事項を明らかにしておくものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により受診票の交付を受けた者が、受診票を紛失し、破損し、又は汚損したときは、申請書を市長に提出し、受診票の再交付を受けることができる。この場合において、市長は、再交付する受診票の欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

(受診票の有効期間)

第7条 受診票の有効期間は、受診票の交付の日から出産後1年を経過する日の前日までとする。

(歯科健診の受診)

第8条 歯科健診を受診する者（以下「受診者」という。）は、委託歯科医療機関に受診票を提出し、歯科健診を受診するものとする。

- 2 委託歯科医療機関は、前項の受診票の提出を受けた場合は、受診票の記載内容を確認し、歯科健診を行うものとする。

(受診者の負担)

第9条 歯科健診に係る受診者の負担は、無料とする。

(診療報酬の請求)

第10条 歯科健診に係る診療報酬の請求はできないものとする。

- 2 歯科健診に係る診療報酬の初診料を市が負担したときは、歯科健診以外の診療等に係る当月分の診療報酬の初診料は請求できないものとする。

(費用の請求)

第11条 委託歯科医療機関は、前月分の歯科健診について、その翌月の10日までに妊娠婦歯科健診委託料請求書（第4号様式。以下「請求書」という。）に大府市歯科健診票及び妊娠婦歯科健康診査報告書（第5号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料を当該請求書を受理した月の25日までに委託歯科医療機関に支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までに出産し、産後1歳未満の者に対し、別に定める方法により受診票を交付するものとする。

- 3 市長は、現に妊娠中であって平成20年3月31日までに妊娠の届出をした者に対し、別に定める方法により受診票を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。